

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消等処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消等処分の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

【事例1】

令和6年10月指定取消処分

訪問介護

同居家族に対するサービスを提供し、介護給付費を不正に請求、受領した。

身体介護のサービスを行っていないにもかかわらず生活援助と共に行ったとして、介護給付費を不正に請求、受領した。

(不正請求)

【事例2】

令和6年11月指定の一部効力停止

特定施設入居者生活介護

入所者に対して、介護職員が複数回にわたり、ベッドに押し倒して寝かしつける、髪をわしづかみにするなどの行為を行った。

入所者に対して、介護職員が暴言を吐いた。
(人格尊重義務違反)

【事例3】

令和6年10月指定の全部効力停止

訪問介護

有料老人ホームと同一建物内に拠点を置いてサービスを行っていたにもかかわらず、不正に同一建物減算を免れて介護給付費を請求し、受領した。（不正請求）

事業所の所在地について、有料老人ホームと隣接しない別の場所に移転したとする虚偽の所在地変更の届出を提出した。

（不正・不当な行為）

【事例4】

令和6年9月指定取消処分

通所介護

配置しなければならない機能訓練指導員の配置を行わなかった。

サービス提供時間中に配置をしなければならない生活相談員及び介護職員が不足していた。
(人員基準違反)

介護職員の人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準欠如減算を行わずに、通常の介護報酬の請求を行った。

(不正請求)

【事例5】

令和6年7月指定取消処分

通所介護

無資格の介護職員が医療行為（胃ろう）を行ったことで、利用者の安全を脅かした身体的虐待、トイレ入口を施錠し、自立排泄可能な利用者がトイレを自由に利用できない状況にした介護・世話の放棄・放任の虐待行為等

（人格尊重義務違反）

看護職員を配置していない日があるにもかかわらず、看護職員未配置に係る必要な減算を行わず介護報酬を請求し、受領した等

（不正請求）

【事例6】

令和6年5月指定取消処分

訪問介護

利用者に対して、職員があたかもサービス提供したとする虚偽記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。

利用者に対して、サービスの提供が実態とは異なる単価の高いサービスを提供したとして、不正に介護報酬を受領した。

(不正請求)

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係法令及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。